

## 国家公安委員会及び警察庁における電磁的記録の開示の方法

国家公安委員会及び警察庁における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりとする。

第1 録音テープ又は録音ディスク（以下「録音テープ等」という。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該録音テープ等を専用機器により再生したものの聴取
- 2 当該録音テープ等を録音カセットテープに複写したものの交付

第2 ビデオテープ又はビデオディスク（以下「ビデオテープ等」という。）に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該ビデオテープ等を専用機器により再生したものの視聴
- 2 当該ビデオテープ等をビデオカセットテープに複写したものの交付

第3 第1及び第2に該当しない電磁的記録のうち、警察庁が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

- 1 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- 3 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- 4 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

第4 第1から第3までの方法により開示を行うことができない場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第9条第3項の方法に準じた方法により開示を行う。